平成２５年（フ）第３７９５号
大阪市鶴見区諸口６丁目15―33　シャトー・レイク・ルイーズ707号、住民票上の住所大阪市東成区深江北１丁目11番３号
債務者　勝野　　一
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８６１号
大阪府四條畷市岡山１丁目６番８号
債務者　谷口加津子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８６９号
大阪市中央区玉造１丁目６番22－308号　アーバンコート玉造
債務者　戀木　健輔
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３号
和歌山県橋本市紀見ケ丘１丁目17番１号
債務者　牟田　啓子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０２号
札幌市北区北32条西５丁目２番１号　作田ビル３階Ｃ号
破産者　相澤　友子（旧姓井下）
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０号
茨城県常陸太田市亀作町1397番地の１
破産者　滝野　繁伯
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１６号
茨城県北茨城市磯原町磯原1906番地２
破産者　安藤富二男
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１７１９号
さいたま市中央区本町東３丁目３番５―212号、旧住所さいたま市中央区本町東３丁目14番７―210号
破産者　水橋　忠明
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
さいたま市桜区大字上大久保79番地２　浦和エメラルドグリーン209
破産者　水戸部正則
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
新潟市北区早通南５丁目１番18―22号
破産者　本間　　準
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３２号
新潟市東区秋葉通３丁目77番地２　コーポコバヤシ102号、前住所新潟市東区逢谷内１丁目12番16号
破産者　阿部　賢一
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１号
長野県木曽郡王滝村2500番地の１
破産者　小山　　誠
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５６４号
大阪府富田林市桜井町１丁目６番８号203
破産者　唐橋　直江
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番389号
破産者　原谷　　卓
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
大阪府池田市建石町８―12　シュロス五月山１―403号室、開始決定時の住所堺市西区上野芝町２丁５番１―1112号
破産者　清田　豊晴
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
大阪府池田市建石町８―12　シュロス五月山１―403号室、開始決定時の住所堺市西区上野芝町２丁５番１―1112号
破産者　清田　和子
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
堺市北区北花田町４丁92番地18、住民票上の住所堺市北区北花田町４丁120番地14
破産者　堀　　正善
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
大阪府松原市南新町１丁目14番４―102号、前住所大阪府松原市南新町１丁目７番23号
破産者　中本　朋也
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係